

鳥取県薬事法施行細則及び鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
薬事法及び薬事法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う。
- 2 規則の概要
 - (1) 鳥取県薬事法施行細則の一部改正
 - ア 次の許可に係る申請書等の様式を定める。
 - (ア) 店舗販売業の店舗を管理する者の店舗外での実務従事許可
 - (イ) 卸売販売業の営業所を管理する者の営業所外での実務従事許可
 - イ 配置販売業に係る配置従事者身分証明書の書換交付の申請の規定を改める。
 - ウ その他所要の規定の整備を行う。
 - (2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正
薬事法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う。
 - (3) 施行期日は、平成21年6月1日とする。

鳥取県海面漁業調整規則の一部改正について

- 1 規則の改正理由
中海海域及び境水道における漁業の許可等の取扱いに関し、鳥取県と島根県とが相互に漁業者に対して漁業の許可等を行うとともに、操業条件を統一することとする。
- 2 規則の概要
 - (1) 中海海域及び境水道を操業区域に含む漁業の許可を受け、又は受けようとする者であって、島根県知事の許可を受け、又は受けようとするものが行う届出及び申請に係る様式は、知事が別に定めるところにより行うことができることとする。
 - (2) 中海海域及び境水道を操業区域とする漁業に係る操業条件を見直す。
 - ア なまこ及びしらうおの採捕について、禁止期間を設ける。
 - (ア) なまこ 5月1日から8月31日まで
 - (イ) しらうお 6月1日から11月14日まで
 - イ すくい網及びあみえびの採捕を目的とするひき網について、網目の制限（1.8センチメートル以内は使用禁止）を行わないこととする。
 - ウ すくい網漁業について、集魚を目的とする照明設備の制限（電球15キロワット）を行わないこととする。
 - (3) 中海海域及び境水道における小型機船底びき網漁業の許可番号の表示は、鳥取県知事及び島根県知事の許可を受けた者で島根県内に住所を有するものについては、島根県知事の許可番号の表示をして操業することができることとする。
 - (4) 操業期間終了時における漁獲成績報告書の提出を義務付ける。
 - (5) (1)に伴い、島根県知事の漁業の許可を受けた者に係る漁業の許可及び漁具の禁止期間に関する適用除外の措置を廃止する。
 - (6) 施行期日等
 - ア 施行期日は、平成21年6月19日とする。
 - イ 所要の経過措置を講ずる。